

大阪府特別高圧電力契約者等支援金支給規則の一部を改正する規則を公布する。
 令和五年十二月一日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第七十六号

大阪府特別高圧電力契約者等支援金支給規則の一部を改正する規則
 大阪府特別高圧電力契約者等支援金支給規則(令和五年大阪府規則第五十五号)
 の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給の要件) 第二条 知事は、次の各号のいずれにも該当する事業者に対して令和五年四月から同年九月までの電気料金に対する支援金(以下「第二期支援金」という。)を支給するものとする。</p> <p>一 一八 (略)</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれにも該当する事業者に対して令和五年十月から同年十二月までの電気料金に対する支援金(以下「第二期支援金」という。)を支給するものとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 令和五年十月一日において、特別高圧受電施設について、小売電気事業者と小売供給契約を締結している者</p> <p>ロ 令和五年十月一日において、特別高圧受電施設内の区画を賃借し、又は分譲を受けて、自らの事業の用に供し、電力使用量に応じた電気料金に相当する額を負担している者</p> <p>ハ 令和五年十月二日から同年十二月三十一日までの間において、特別高圧受電施設を新たに取得した者(特別高圧受電施設内の区画を賃借し、又は分譲を受けた者を含む。)であつて、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 当該特別高圧受電施設について、小売電気事業者と小売供給契約を締結している者</p> <p>(2) 当該特別高圧受電施設内の区画を賃借し、又は分譲を受けて、自らの事業の用に供し、電力使用量に応じた電気料金に相当する額を負担している者</p> <p>二 前項第二号から第四号までのいずれにも該当する者であること。</p> <p>三 申請施設における電力使用量について、令和五年十月一日から同年十二月三十一日までの期間において、いずれかの月の電力使用量が三万五千キロワットアワーを超える者であること。</p> <p>四 専ら他の事業者の使用させる目的で申請施設を運営し、電気料金についての負担を当該事業者に求めることとしている者(当該施設内の自らの事業の用に供する目的で占有</p>	<p>(支給の要件) 第二条 知事は、次の各号のいずれにも該当する事業者に対して支援金を支給するものとする。</p> <p>一 一八 (略)</p>

している区画について、電力使用量に応じた電気料金に相当する額を負担する者であり、当該区画に係る電力使用量について、令和五年十月一日から同年十二月三十一日までにおいて、いずれかの月の電力使用量が三万五千キロワットアワーを超える者を除く。）でないこと。

五 電力価格の高騰の影響に関し、申請施設について、支援金の支給の決定の日までに、国府又は他の地方公共団体の補助金、助成金その他これらに類するもの（第一期支援金を除く。）の支給の決定を受けていないこと。

六 前項第八号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

（支援金の額）

第三条 第一期支援金の額は、次の各号に掲げる区分に並び、申請施設一箇所につき、支援金の支給の対象となる月ごとに、当該各号に定める単価に知事が別に定める方法により算出した電力使用量を乗じた額を上限として知事が定める額とする。

一・二 (略)

2 第二期支援金の額は、申請施設一箇所につき、支援金の支給の対象となる月ごとに、一キロワットアワーあたり一・八円に知事が別に定める方法により算出した電力使用量を乗じた額を上限として知事が定める額とする。

（支給未済の支援金）

第七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、相続人が第二条第一項第八号ロからホまでのいずれかに該当するときは、支援金を支給しない。

3・4 (略)

（決定の取消し）

第八条 (略)

一 次のイ又はロに掲げる支援金の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合に該当するとき（第五号に掲げる場合を除く。）。

イ 第一期支援金 第二条第一項第一号から第七号までのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

ロ 第二期支援金 第二条第二項第一号から第五号までのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

二 支給の決定をした日において、第二条第一項第八号イに該当していたことが判明したとき（第五号に掲げる場合を除く。）。

三 第二条第一項第八号ロからホまでのいずれかに該当することとなつたとき（支援金を支給した後、当該該当することとなつた場合を除く。）又は第四条の規定による申請をしたときに第二条第一項第八号ロからホまでのいずれかに該当していたことが判明したとき。

四 第二条第一項第八号ニ及びホに掲げる者と同様以上の重大な不正行為をしたと知事が認めるとき。

（支援金の額）

第三条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に並び、申請施設一箇所につき、支援金の支給の対象となる月ごとに、当該各号に定める単価に知事が別に定める方法により算出した電力使用量を乗じた額を上限として知事が定める額とする。

一・二 (略)

（支給未済の支援金）

第七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、相続人が第二条第八号ロからホまでのいずれかに該当するときは、支援金を支給しない。

3・4 (略)

（決定の取消し）

第八条 (略)

一 第二条第一号から第七号までのいずれかに該当していなかったことが判明したとき（第五号に掲げる場合を除く。）。

二 第一期支援金 第二条第一項第一号から第七号までのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

三 第二期支援金 第二条第二項第一号から第五号までのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

二 支給の決定をした日において、第二条第八号イに該当していたことが判明したとき（第五号に掲げる場合を除く。）。

三 第二条第八号ロからホまでのいずれかに該当することとなつたとき（支援金を支給した後、当該該当することとなつた場合を除く。）又は第四条の規定による申請をしたときに第二条第八号ロからホまでのいずれかに該当していたことが判明したとき。

四 第二条第八号ニ及びホに掲げる者と同様以上の重大な不正行為をしたと知事が認めるとき。

2 五 (略)

一 ~~第二条第二項第八号ロからホまでのい~~れかに該当することとなつたとき(支援金を支給した後に該当することとなつた場合を除く。)又は前条第三項の規定による申出をした当時に~~第二条第二項第八号ロからホま~~でのいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 ~~第二条第二項第八号ニ及びホに掲げる者~~と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めたととき。

3 三 (略)
3・4 (略)

2 五 (略)

一 ~~第二条第八号ロからホまでのい~~れかに該当することとなつたとき(支援金を支給した後に該当することとなつた場合を除く。)又は前条第三項の規定による申出をした当時に~~第二条第八号ロからホま~~でのいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 ~~第二条第八号ニ及びホに掲げる者~~と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めたととき。

3 三 (略)
3・4 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。